

令和5年度

(2023年度)

士 別 市  
監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査

行 政 監 査

財政援助団体等監査

士別市監査委員



士 監 第 17 号

令和6(2024)年3月6日

士 別 市 長	渡 辺 英 次 様
士別市議会議長	山 居 忠 彰 様
士別市教育委員会教育長	泉 山 浩 幸 様
士別市病院事業管理者	長 島 仁 様
士別市農業委員会会長	保 科 隆 志 様
士別市選挙管理委員会委員長	神 田 英 一 様

士別市監査委員 浅 利 知 充

士別市監査委員 十 河 剛 志

#### 監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。



# 目 次

## 《 定期監査 》

### I 契約事務

1 監査の対象 .....	1
2 監査の着眼点 .....	1
3 監査手順・実施手続 .....	1
4 監査の期間 .....	1
5 監査結果の概要 .....	1
(1) 試査対象契約一覧 .....	2
(2) 契約事務に関する意見 .....	4

### II 補助金交付事務

1 監査の対象 .....	5
2 監査の着眼点 .....	5
3 監査手順・実施手続 .....	5
4 監査の期間 .....	5
5 監査結果の概要 .....	5
(1) 試査対象補助金一覧 .....	6
(2) 補助金交付事務に関する意見 .....	6

### III 重要物品の管理事務

1 監査の対象 .....	8
2 監査の着眼点 .....	8
3 監査手順・実施手続 .....	8
4 監査の期間 .....	8
5 監査結果の概要 .....	8
(1) 保有状況について .....	8
(2) 管理及び活用状況について .....	8

## 《 行政監査 》

### I 税外収入の債権管理事務

1 監査の対象 .....	11
2 監査の着眼点 .....	11
3 監査手順・実施手続 .....	11
4 監査の期間 .....	11
5 監査結果の概要 .....	11
(1) 債権の分類 .....	12
(2) 監査結果 .....	13
(3) 収入未済額・不納欠損処分一覧（滞納繰越分） .	25
(4) 行政監査に関する意見 .....	26

## 《 財政援助団体等監査 》

### I 財政援助団体監査

1 監査の対象 .....	27
2 監査の着眼点 .....	27
3 監査手順・実施手続 .....	28
4 監査の期間 .....	28
5 監査結果の概要 .....	28
(1) 土別市交通安全運動推進委員会 .....	29
(2) 土別市P T A連合会 .....	30

### II 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象 .....	31
2 監査の着眼点 .....	31
3 監査手順・実施手続 .....	32
4 監査の期間 .....	32
5 監査結果の概要 .....	32
(1) 公の施設の事業・決算等の概要 .....	33
(2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見 .....	37

# 《 定期監査 》

## I 契約事務

### 1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和4年10月1日から令和5年9月30日までに契約を締結したすべてのもの。

### 2 監査の着眼点

契約事務は法令等に基づき適正に行われているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「契約事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和5年5月22日から令和6年2月9日まで

### 5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として契約事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、適正に処理されていると認められましたが、一部の事務処理に不適切な事項及び検討を要する事項がありましたので記述します。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指摘を行いましたので記述を省略します。

(1) 試査対象契約一覧

各種契約事務 1,257 件のうち、次の契約 23 件を抽出して監査を実施しました。

No.	部局	課	契約の名称	契約方法	見積書・入札書 徴取数	契約期間	契約金額 (税込・円)
1	総務部	企画課	士別市移住ナビデスク運営業務	随意契約 第2号	1	自 5.4.1 至 6.3.31	年額 3,743,300円
2	総務部	総務課	アンチウイルスソフト更新業務	随意契約 第2号	1	自 5.8.18 至 5.9.15	総額 1,065,900円
3	総務部	総務課	中型除雪機購入	随意契約 第1号	3	自 5.9.22 至 5.11.30	総額 748,000円
4	市民部	市民課	医療系システム保険者業務端末の購入	随意契約 第2号	1	自 5.6.19 至 6.1.31	総額 802,758円
5	市民部	朝日支所 地域生活課	士別市地域おこし協力隊地域振興業務	随意契約 第2号	1	自 5.4.1 至 6.3.31	年額 4,796,000円
6	市民部	上士別出張所	上士別地区立木伐採業務	随意契約 第7号	1	自 5.2.17 至 5.3.31	総額 246,950円
7	健康福祉部	地域包括ケア推進 課	診察台購入	随意契約 第1号	2	自 5.5.24 至 5.7.31	総額 429,000円
8	健康福祉部	いきいき健康セン ター	いきいき健康センター入浴施設温水ヒーター修 理	随意契約 第5号	1	自 5.1.27 至 5.3.31	総額 330,000円
9	経済部	畜産林務課	日向保養センタータイヤショベル修繕	随意契約 第5号	1	自 5.2.1 至 5.2.3	総額 584,056円
10	経済部	畜産林務課	大和牧場監視舎集合煙突改修工事	随意契約 第1号	2	自 5.6.19 至 5.7.31	総額 574,200円
11	経済部	商工労働観光課	令和5年度士別市ふるさと納税収納等業務	随意契約 第2号	1	自 5.4.1 至 6.3.31	総額 28,365,000円
12	建設環境部	都市環境課	市内地区舗装工事その2	随意契約 第7号	3	自 5.9.15 至 5.11.20	総額 2,035,000円
13	建設環境部	施設維持センター	24ヶ月定期点検整備(旭川900る1193)	随意契約 第1号	2	自 5.9.8 至 5.9.15	総額 498,542円
14	建設環境部	バイオマス資源堆 肥化施設	バイオマス資源堆肥化施設令和4年度定期点検 業務	随意契約 第2号	1	自 4.10.7 至 5.2.28	総額 1,320,000円
15	建設環境部	バイオマス資源堆 肥化施設	川西地域環境保全業務	随意契約 第2号	1	自 5.4.1 至 5.11.30	総額 760,783円
16	建設環境部	上下水道局	真空弁コントローラー購入	随意契約 第1号	3	自 4.10.7 至 4.11.22	総額 261,690円
17	教育委員会 生涯学習部	市民文化センター	士別市民文化センター大小ホール舞台照明設 備点検整備業務	随意契約 第2号	1	自 5.9.1 至 5.11.30	総額 792,000円
18	教育委員会 生涯学習部	市民文化センター	令和5年度士別市民文化センター舞台技術管理 業務	随意契約 第7号	1	自 5.4.1 至 6.3.31	単価 39,820円
19	選挙管理 委員会事務局		令和5年知事・道議選挙ポスター掲示場管理・撤 去業務	随意契約 第6号	1	自 5.4.1 至 5.4.21	総額 798,600円
20	市立病院 経営管理部	総務課	士別市立病院医師住宅除排雪・病院階段等の 除雪業務及び病院屋上氷雪落とし等業務	随意契約 第2号	1	自 4.12.1 至 5.3.31	除雪業務※1 氷雪落とし等業務※2
21	市立病院 経営管理部	総務課	厨房油水分分離槽清掃業務	随意契約 第2号	1	自 5.4.1 至 6.3.31	年額 1,357,730円
22	市立病院 経営管理部	総務課	市立病院駐輪場修繕	随意契約 第1号	3	自 5.7.27 至 5.8.31	総額 1,089,000円
23	市立病院 経営管理部	総務課	中高性能エアフィルター及びプレフィルター	随意契約 第1号	1	自 5.8.8 至 5.12.28	総額 903,870円

※1 医師住宅除排雪・病院階段等の除雪業務(総額契約) 1,782,000円

※2 病院屋上氷雪落とし等業務(単価契約)

①人力作業1時間当たり 2,970円 ②機械作業1時間当たり 5,500円 ③排雪作業4tダンプ1台当たり 4,620円  
④屋根・軒下等高所作業車(1日) 41,976円 ⑤屋根・軒下等高所作業車(0.5日) 35,128円

(注) 随意契約の該当根拠は、地方自治法(以下「法」という。)第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合として、施行令第167条の2第1項に規定する次の各号があります。

- 第1号：士別市契約事務に関する規則(平成17年士別市規則第41号)第19条で定める額を超えないものをするとき
- 第2号：性質または目的が競争入札に適さないものをするとき
- 第3号：シルバー人材センターや障害者支援施設等から役務の提供等を受けるとき
- 第4号：新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者が生産する物品を買い入れるとき
- 第5号：緊急の必要により競争入札にすることができないとき
- 第6号：競争入札にすることが不利と認められるとき
- 第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき
- 第8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- 第9号：落札者が契約を締結しないとき

〔参考1〕 部署別・契約種類別・契約方法の状況

部 局	委 託					修 繕					工 事 請 負					賃 貸 借				
	入札		随 意 契 約	随 契 な し	小 計	入札		随 意 契 約	随 契 な し	小 計	入札		随 意 契 約	随 契 な し	小 計	入札		随 意 契 約	随 契 な し	小 計
	一 般	指 名				一 般	指 名				一 般	指 名				一 般	指 名			
総 務 部	0	6	53	0	59	0	0	8	0	8	0	0	3	0	3	0	1	6	0	7
市 民 部	0	3	81	0	84	0	0	44	0	44	0	0	6	0	6	0	0	6	0	6
健 康 福 祉 部	0	2	176	0	178	0	0	6	0	6	0	0	3	0	3	0	0	3	0	3
経 済 部	0	2	24	0	26	0	0	8	0	8	2	3	2	0	7	0	0	0	6	6
建 設 環 境 部	0	23	80	14	117	0	0	83	0	83	4	37	15	0	56	0	0	8	0	8
教育委員会生涯学習部	0	9	107	0	116	0	0	38	0	38	0	7	9	0	16	0	0	12	0	12
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院経営管理部	2	6	73	0	81	0	0	10	0	10	0	0	3	0	3	0	0	19	0	19
合 計	3	51	599	14	667	0	0	197	0	197	6	47	41	0	94	0	1	54	6	61

(つづき)

部 局	売 買					そ の 他					計				
	入札		随 意 契 約	随 契 な し	小 計	入札		随 意 契 約	随 契 な し	小 計	入札		随 意 契 約	随 契 な し	計
	一 般	指 名				一 般	指 名				一 般	指 名			
総 務 部	0	4	15	0	19	0	0	9	0	9	0	11	94	0	105
市 民 部	0	2	22	0	24	0	0	11	2	13	0	5	170	2	177
健 康 福 祉 部	0	3	13	0	16	0	0	2	0	2	0	5	203	0	208
経 済 部	0	0	7	0	7	0	0	3	10	13	2	5	44	16	67
建 設 環 境 部	0	9	27	0	36	0	0	10	1	11	4	69	223	15	311
教育委員会生涯学習部	0	7	35	0	42	0	0	6	1	7	0	23	207	1	231
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	2	1	0	3
選挙管理委員会事務局	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	6	0	7
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院経営管理部	0	7	18	0	25	0	0	0	10	10	2	13	123	10	148
合 計	0	32	138	0	170	0	2	42	24	68	9	133	1,071	44	1,257

〔参考2〕 随意契約の該当根拠別状況

区分	委託	修繕	工事請負	賃貸借	売買	その他	計
第1号	106	112	25	10	98	11	362
第2号	410	48	10	32	34	26	560
第3号	46	0	0	0	0	4	50
第4号	0	0	0	0	0	0	0
第5号	4	32	4	5	4	0	49
第6号	29	5	1	7	2	1	45
第7号	4	0	1	0	0	0	5
第8号	0	0	0	0	0	0	0
第9号	0	0	0	0	0	0	0
計	599	197	41	54	138	42	1,071

## (2) 契約事務に関する意見

監査対象期間（令和4年10月1日から令和5年9月30日）における全契約件数は1,257件で、このなかから23件を抽出して監査しました。

契約締結の方法については、全契約件数1,257件のうち、85.2%にあたる1,071件が随意契約によってなされ、そのうち731件（68.3%）が一者随意契約によって行われています。

地方自治法及び地方自治法施行令では、契約は一般競争入札によることが原則であると規定されていますが、施行令第167条の2第1項で定める各号のいずれかに該当する場合に限り、随意契約が認められ、本市においては、令和4年5月1日から適用となった「士別市契約事務及び随意契約ガイドライン」に沿って運用されているものと考えます。

随意契約は、そのメリットとして事務手続きが簡略化され効率的であることに加えて、経験、技術、信用に照らし合わせて業者を選定することで所期の目的を十分に達成できることなどが挙げられます。しかしながら、その反面、運用を誤ると公平性が欠如し、特定の事業者による独占が生じるおそれや、業者選定の仕方によっては価格の高止まりや不適正な価格による契約など、結果として公正な取引の確保を損なうデメリットを含んでいます。

このことから、随意契約はあくまでも例外的な方法であることを踏まえ、随意契約をしなければならない理由を再点検し、施行令に規定する事由に合致しないものについては契約方法の見直しを図るなど、その運用にあたっては厳正に行う必要があると考えます。

特に、一者を特定し、契約する場合には、従来からの実績や専門性等を理由として、経費の比較も行わずに漫然と契約を継続することなく、ほかの受託可能な業者の把握に努めるなど、一者随意契約の方法について引き続き検討・改善を進め、競争入札の実施や発注内容に合わせた二者以上からの見積書の徴取等を適正に行う必要があります。

また、契約書に貼付する収入印紙について、貼付もれ及び貼付された収入印紙の金額が不足しているといった事例が見受けられました。収入印紙が適正に貼付されていない場合、契約書を作成した受注者に過怠税が課される場合がありますので、発注者である市においても確認を怠らないよう注意すべきと考えます。

このほか、契約書に定められた検査調書の作成及び通知もれ、契約書に定められた書類の監査委員への提出遅れが見受けられました。

監査は試査によるものであり、全ての契約事務について精査できたわけではありませんが、今年度の契約事務に関する誤りは少なく良好であったと思われます。これは、「士別市契約事務及び随意契約ガイドライン」や「随意契約発注様式集」などのマニュアルが整備され、適正に事務が行われた結果によるものと思われます。

今後におかれましても、公正、公平かつ経済的な契約事務の執行に努められることを望みます。

## Ⅱ 補助金交付事務

### 1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和4年10月1日から令和5年9月30日までに交付決定したすべてのもの。

### 2 監査の着眼点

補助金の交付事務は法令等に基づき適正に行われているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「補助金交付事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和5年5月22日から令和6年2月9日まで

### 5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として補助金交付事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、適正に処理されていると認められましたが、一部の事務処理に検討を要する事項がありましたので記述します。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指摘を行いましたので記述を省略します。

## (1) 試査対象補助金一覧

補助金交付事務508件のうち、次の18件を抽出して監査を実施しました。

No.	部局	課	補助区分	補助事業名	交付金額
1	総務部	企画課	事業	みよし市少年サッカー交流事業	435,000円
2	総務部	企画課	事業	第8回羊のまち・しべつ「健康ウォーキング」開催事業	214,627円
3	総務部	企画課	事業	士別翔雲高等学校魅力化事業	1,800,000円
4	市民部	くらし安全課	事業	2023年度士別消費者協会活動補助金	400,000円
5	市民部	朝日支所 地域生活課	事業	第39回天塩岳山開き	46,021円
6	市民部	朝日支所 地域生活課	事業	朝日町招魂祭典事業	14,939円
7	健康福祉部	福祉課	事業	士別市障がい者団体等市外活動等交通費助成事業	66,000円
8	健康福祉部	福祉課	事業	士別市招魂祭実施事業	234,417円
9	健康福祉部	介護保険課	事業	士別市介護従事者研修費補助金	25,000円
10	健康福祉部	子ども・子育て応援課	事業	就学前児童市外行事等交通費助成事業	20,000円
11	健康福祉部	保健福祉センター	事業	士別地方食品衛生協会指導補助事業	117,000円
12	経済部	農業振興課	事業	グリーンパートナー推進事業	570,642円
13	経済部	農業振興課	事業	新規就農者等経営規模拡大支援助成事業	127,225円
14	経済部	商工労働観光課	事業	MFJ公認全日本スノーモバイル選手権士別大会	324,000円
15	教育委員会 生涯学習部	学校教育課	運営	士別市教育研究会補助金	2,100,000円
16	教育委員会 生涯学習部	東高等学校	運営	士別東高等学校定時制教育振興会運営事業	1,267,200円
17	教育委員会 生涯学習部	合宿の里・スポーツ推進課	運営	士別市総合型地域スポーツクラブ運営事業	2,560,000円
18	教育委員会 生涯学習部	合宿の里・スポーツ推進課	運営	合宿の里士別推進協議会運営補助金	805,000円

※申請が複数ある事業については、そのうち1件を抽出し監査を行いました。

## (2) 補助金交付事務に関する意見

監査対象期間（令和4年10月1日から令和5年9月30日）における補助金交付件数は508件で補助金額は約2億6千万円、そのうち運営補助は47件で補助金額は約5千万円、事業補助は461件で補助金額は約2億1千万円が交付決定となっています。

この補助事業の中から事業補助18件を抽出して監査を実施したところ、「士別市補助金交付規則」及び「士別市補助金交付規則取扱要領」、「独自の交付要綱」に基づき交付されていましたが、一部の事務処理に誤りがありました。

団体運営補助に係る補助金交付のうち、補助対象経費の2分の1以上の額を補助されているにもかかわらず、その根拠が明記されていない事例が見受けられました。団体の活動及び財務状況などを考慮した上で必要な補助であるならば、士別市補助金交付規則取扱要領第5条第1項第1号に基づき「市長が特に必要があると認めた」という根拠を明確にするのが適切と考えます。

また、事業補助であるにもかかわらず、当年度において余剰金の繰越処理をしている事例がありました。士別市補助金交付規則取扱要領第6条で、繰越は団体運営補助に限られていることから、必ず精算を行う必要があります。

このほか、補助事業等収支予算書及び補助事業等実績報告書の記載誤り、補助事業等実績報告書の提出遅れ、士別市補助金交付規則で定められた様式とは異なる書類が使用されているといった事例が見受

けられました。

補助金は、公益上必要があると認められた場合において金銭的給付が行われるものでありますが、その性質上、補助をする根拠及び成果が不明確になりやすいことや、長年にわたって継続されている補助金の既得権益化などの問題を抱えています。

補助金の交付にあたっては、補助事業の必要性や公平性、効果について十分な検証を行った上で、団体の事業内容に沿った適正な補助金を交付し、市民福祉の増進に寄与されることを望みます。

## Ⅲ 重要物品の管理事務

### 1 監査の対象

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに取得及び廃棄、管理換について物品出納員に通知があった重要物品（50万円以上の物品）48点を監査しました。

なお、公営企業会計分の重要物品とは、水道事業会計においては有形固定資産のうち50万円以上の「車両運搬具」と「工具器具及び備品」とし、病院事業会計においては有形固定資産のうち50万円以上の「器械備品」と「車両」としました。

### 2 監査の着眼点

- (1) 重要物品の管理は、規程等に基づき適正に行われているか。
- (2) 重要物品は、取得目的に沿って活用がされているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「重要物品管理状況に関する調書」の提出を求め、関係する台帳との照合・審査を試査により実施し、関係職員の説明を求めるとともに必要に応じて現地調査を実施しました。

### 4 監査の期間

令和5年5月22日から令和6年2月9日まで

### 5 監査結果の概要

重要物品の管理事務について、備品台帳をもとに監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

#### (1) 保有状況について

令和5年度（4月1日から9月30日まで）に取得した物品等を対象に調査を行った結果は、〔表1〕（8ページ）のとおりです。

#### (2) 管理及び活用状況について

重要物品の管理状況については、管理者のもとにおおむね適正に管理されており、活用状況についても、物品の取得目的に沿って適正に活用されていました。

[表1] 令和5年度（4月1日から9月30日まで）取得等の部局別移動状況

(単位：件)

部 局	重要物品移動状況 (令和5年4月1日～令和5年9月30日)				移動増減
	取 得	廃 棄	管理換増	管理換減	
総 務 部	1	3	0	0	△ 2
市 民 部	2	2	1	5	△ 4
健 康 福 祉 部	8	4	1	1	4
経 済 部	2	1	0	1	0
建 設 環 境 部	1	9	3	0	△ 5
教育委員会生涯学習部	1	1	2	0	2
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0
水 道 企 業 会 計	0	0	0	0	0
病 院 企 業 会 計	6	0	0	0	6
計	21	20	7	7	1

(注) 取得物品の一部の調査につきましては、写真での確認としています。

[参考] 令和5年度取得等移動物品名

部 局	取 得	廃 棄	管 理 換 増	管 理 換 減
総 務 部	ダイハツ ハイゼット	除雪機 ダイハツ ハイゼット トヨタ カローラ		
市 民 部	X線等画像診断システム 低周波治療器	スチームコンベクションオープン 食器洗浄機	【農業振興課から】 舞台幕一式 【地域生活課から】 トヨタ カルディナ	【都市環境課へ】 棺運搬車 【都市環境課へ】 収骨台車 【上下水道局へ】 ホイローダ 【学校教育課へ】 ニッサン プリメーラ 【地域文化課へ】 トヨタ カルディナ
健康福祉部	食器消毒保管庫 伴走型相談支援用カラー印刷機 業務用洗濯機 業務用洗濯機(除菌機能付) 解析付心電計 無散瞳眼底カメラ ダイハツ ムーヴ トヨタ ライズ	食器消毒保管庫 業務用洗濯機 汚物用洗濯機 無散瞳眼底カメラ映像システム	【保育推進課から】 ダイハツ タント	【こども・子育て応援課へ】 ダイハツ タント
経 済 部	現地確認システムモバイル端末 角型ゆで麺器	券売機		【多寄出張所へ】 舞台幕一式
建設環境部	Na2返送汚泥ポンプ	車庫2棟 リサイクル業務用プレハブ 空缶選別機 空缶圧縮機 容器包装関連保管庫 容器包装類圧縮梱包機 容器包装類プレハブ作業棟 廃プラスチック油圧式圧縮梱包機	【くらし安全課から】 棺運搬車 【くらし安全課から】 収骨台車 【地域生活課から】 ホイローダ	
教育委員会 生涯学習部	スチームコンベクションオープン	スチームコンベクションオープン	【地域生活課から】 ニッサン プリメーラ	
病院企業会計	全自動尿・免疫検査装置 一酸化窒素ガス分析装置 血液培養自動分析装置 血液ガス分析装置 ワーキングテーブル ニッサン エクストレイル			

# 《 行政監査 》

## I 税外収入の債権管理事務

### 1 監査の対象

令和2～4年度の各一般会計、特別会計の決算に基づき、税外収入である12債権を対象に債権管理事務の執行状況について監査を実施しました。

### 2 監査の着眼点

- (1) 債権管理体制について
  - ① 組織体制は適切か。
  - ② 債権管理マニュアル等が作成されているか。
  - ③ 収納率の数値目標等が設定されているか。
- (2) 滞納整理事務について
  - ① 債権管理台帳の管理は適切に行われているか。
  - ② 督促、催告等は適正に行われているか。
  - ③ 滞納処分等を適正に実施しているか。
- (3) 収納対策等について
  - ① 収入未済の解消、収納率の向上に向けた対策が行われているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、所管部署に「行政監査に関する調査票」の提出を求め、関係書類等と照合・審査を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和5年8月9日から令和6年2月9日まで

### 5 監査結果の概要

定期監査を補完する目的で、税外収入の債権管理事務について行政監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

## (1) 債権の分類

### ① 債権分類の考え方

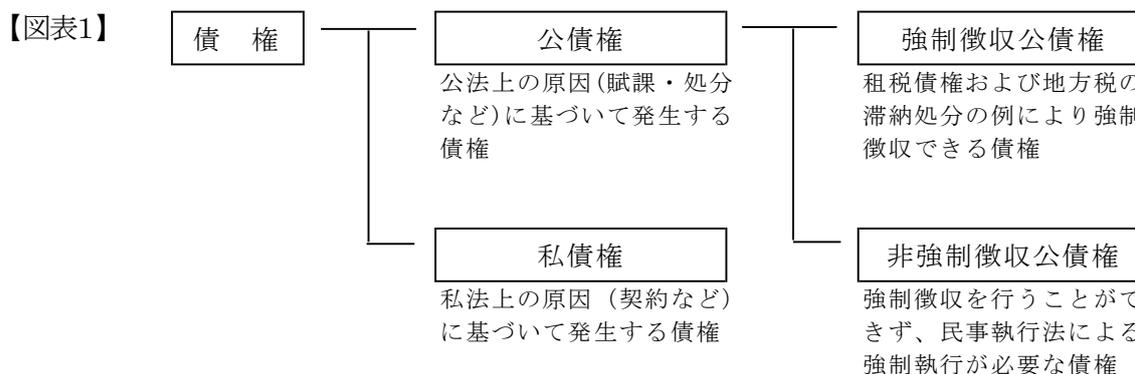
地方公共団体の債権は、図表1のとおり公法上の原因に基づいて発生する債権（公債権）と、契約等の私法上の原因に基づいて発生する債権（私債権）の二つに大きく区分されます。

さらに、公債権は、その債権の性質により地方公共団体が強制徴収できる公債権（強制徴収公債権）と強制徴収できない公債権（非強制徴収公債権）に区分されます。

公債権と私債権の時効は原則5年（私債権は令和2年3月以前に発生したものは1～10年）とされており、時効により債務を消滅させるには、公債権の場合には債務者の時効の援用（※）は必要ありませんが、私債権の場合には援用が必要となります。

「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」は、債権管理の方法や時効制度等が異なることから債権管理に当たっては、個々の実態を十分に考慮した上で判断する必要があります。

※時効の援用 時効によって利益を受ける者が時効の利益を受ける意思を表示すること。



### ② 監査対象債権の分類

今回監査対象とした債権は、上記の判断に基づいて判別した結果、図表2のとおり分類されます。

【図表2】

債権名称	所管課	法的区分	時効
保育所負担金	健康福祉部こども・子育て応援課	強制徴収公債権	5年
老人措置費負担金	健康福祉部介護保険課	非強制徴収公債権	5年
市営住宅使用料	建設環境部建築課	非強制徴収公債権	5年
奨学資金貸付金	教育委員会生涯学習部学校教育課	私債権	5年
林業構造改善事業返還金	経済部畜産林務課	強制徴収公債権	5年
児童扶養手当返還金	健康福祉部こども・子育て応援課	非強制徴収公債権	5年
生活保護費返還金・徴収金	健康福祉部福祉課	返還金：非強制徴収公債権 徴収金：強制徴収公債権	5年
後期高齢者医療保険料	市民部市民課	強制徴収公債権	2年
介護保険料	健康福祉部介護保険課	強制徴収公債権	2年
下水道使用料	建設環境部上下水道局	強制徴収公債権	5年
集落排水施設使用料		強制徴収公債権	5年
個別排水施設使用料		強制徴収公債権	5年

※奨学資金貸付金(私債権)の時効について、令和2年3月以前に発生した債権は10年となる。

(2) 監査結果

① 保育所負担金

【概要】

保育所負担金は、子ども・子育て支援法に基づき、本市では士別市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例により規定された費用を、市内認可保育所及び認定こども園に通所する児童の保護者又は扶養義務者から利用者負担額として徴収しています。

債権の種類としては、地方税法により強制徴収（滞納処分）ができる強制徴収公債権となります。

【決算状況】

保育所負担金の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

※一時保育料及びあずかり保育料を除く

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現 年 度	19,824,740	19,824,740	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	112,440	112,440	100.0	0	0	-
	合 計	19,937,180	19,937,180	100.0	0	0	-
令和3年度	現 年 度	21,418,590	21,418,590	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	343,460	231,020	67.3	0	112,440	32.7
	合 計	21,762,050	21,649,610	99.5	0	112,440	0.5
令和2年度	現 年 度	16,554,914	16,237,494	98.1	0	317,420	1.9
	滞 納 繰 越	421,516	388,016	92.1	0	37,040	8.8
	合 計	16,976,430	16,625,510	97.9	0	354,460	2.1

※令和2年度滞納繰越収入済額には還付未済額を含む。

【債権の分類等】

- ア 債権の種類 強制徴収公債権
- イ 時効期間 5年
- ウ 所管部課 健康福祉部子ども・子育て応援課
- エ 時効の根拠法令 地方自治法236条

【管理体制等】

- ア 従事する職員 2名
- イ 債権マニュアル 無
- ウ 債権管理台帳 有（システムで管理している）
- エ 令和4年度収納率目標設定 有（現年度分100%）

【滞納整理事務】

- ア 督促・催告 納期限後20日以内に督促状を発送している。  
催告状を出さずとも納付されているのが現状。
- イ 滞納処分等の状況 無
- ウ 滞納者の情報共有 庁内打合せ等で、権限の範囲内で情報交換・共有を図っている。

## ② 老人措置費負担金

### 【概要】

原則 65 歳以上で環境上や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、養護老人ホームに入所した際に負担する利用料であり、本市では、老人福祉法第 28 条の規定に基づく士別市費用徴収規則において、「その徴収月額、被措置者については対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とし、その主たる扶養義務者については税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額」と定めて費用を徴収しています。

債権の種類としては、強制徴収（滞納処分）ができない非強制徴収公債権となります。

### 【決算状況】

老人措置費負担金の過去 3 年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和 4 年度	現 年 度	69,625,030	69,625,030	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	194,950	43,467	22.3	151,483	0	-
	合 計	69,819,980	69,668,497	99.8	151,483	0	-
令和 3 年度	現 年 度	66,641,923	66,641,923	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	928,950	0	-	734,000	194,950	21.0
	合 計	67,570,873	66,641,923	98.6	734,000	194,950	0.3
令和 2 年度	現 年 度	64,994,042	64,994,042	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	928,950	0	-	0	928,950	100.0
	合 計	65,922,992	64,994,042	98.6	0	928,950	1.4

### 【債権の分類等】

ア 債権の種類	非強制徴収公債権
イ 時効期間	5年
ウ 所管部課	健康福祉部介護保険課
エ 時効の根拠法令	地方自治法 236 条

### 【管理体制等】

ア 従事する職員	2名
イ 債権マニュアル	無
ウ 債権管理台帳	有 (システムで管理している)
エ 令和 4 年度収納率目標設定	有 (100%)

### 【滞納整理事務】

ア 督促・催告	現年度分の収納率は 100% となっており、現状で督促、催告等を行っていない。
イ 滞納処分等の状況	無
ウ 滞納者の情報共有	無

### ③ 市営住宅使用料

#### 【概要】

市営住宅の入居者に係る家賃であり、債権の性質上、公法上の使用関係か私法上の賃貸借関係かで見解が分かれています。本市では公法上の債権として取り扱っています。

市営住宅の家賃は、土別市営住宅条例第14条で「入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額とする。」と規定しており、毎年度、入居者の収入申告により決定しています。

#### 【決算状況】

市営住宅使用料の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現 年 度	186,901,400	186,488,680	99.8	0	421,100	0.2
	滞 納 繰 越	1,559,245	218,300	14.0	0	1,340,945	86.0
	合 計	188,460,645	186,706,980	99.1	0	1,762,045	0.9
令和3年度	現 年 度	195,946,320	195,818,020	99.9	0	128,300	0.1
	滞 納 繰 越	1,597,285	157,000	9.8	9,340	1,430,945	89.6
	合 計	197,543,605	195,975,020	99.2	9,340	1,559,245	0.8
令和2年度	現 年 度	202,749,020	202,749,020	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	1,927,225	292,940	15.2	37,000	1,597,285	82.9
	合 計	204,676,245	203,041,960	99.2	37,000	1,597,285	0.8

※令和4年度現年度収入済額には還付未済額を含む。

#### 【債権の分類等】

ア 債権の種類	非強制徴収公債権
イ 時効期間	5年
ウ 所管部課	建設環境部建築課
エ 時効の根拠法令	地方自治法236条

#### 【管理体制等】

ア 従事する職員	3名
イ 債権マニュアル	有(土別市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱)
ウ 債権管理台帳	有(システムで管理している)
エ 令和4年度収納率目標設定	有(現年度分100%、滞納繰越分80%)

#### 【滞納整理事務】

ア 督促・催告	納期限後20日以内に督促状を発送。以降、事務処理要綱に基づき、滞納が2月分に達した月の納期限後30日以内に納付督促を送付。滞納額が3月分に達した月の納期限後30日以内に催告状の送付、連帯保証人に対し督促依頼状を送付して滞納者に対する納付の督促を依頼する。 その他必要に応じて電話催告や個別訪問を行う。
イ 滞納処分等の状況	無
ウ 滞納者の情報共有	庁内打合せ等で、権限の範囲内で情報交換・共有を図っている。

#### ④ 奨学資金貸付金

##### 【概要】

経済的理由によって修学が困難な学生または生徒に対して奨学金を貸与するもので、士別市奨学金貸与条例第8条において、「貸与を受けた者は、最終学校卒業の月の1年後から期間内にその金額を月賦、半年賦又は年賦で返還しなければならない」と規定しています。

債権の種類としては、貸付契約に基づく私法上の債権であり私債権として取り扱っています。

##### 【決算状況】

奨学資金貸付金の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現 年 度	6,643,600	6,553,600	98.6	0	90,000	1.4
	滞 納 繰 越	695,500	78,700	11.3	0	616,800	88.7
	合 計	7,339,100	6,632,300	90.4	0	706,800	9.6
令和3年度	現 年 度	9,036,800	9,036,800	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	822,500	127,000	15.4	0	695,500	84.6
	合 計	9,859,300	9,163,800	92.9	0	695,500	7.1
令和2年度	現 年 度	7,420,900	7,420,900	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	997,600	175,100	17.6	0	822,500	82.4
	合 計	8,418,500	7,596,000	90.2	0	822,500	9.8

##### 【債権の分類等】

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| ア 債権の種類   | 私債権                        |
| イ 時効期間    | 5年<br>※令和2年3月以前に発生した債権は10年 |
| ウ 所管部課    | 教育委員会生涯学習部学校教育課            |
| エ 時効の根拠法令 | 民法第166条                    |

##### 【管理体制等】

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ア 従事する職員       | 2名           |
| イ 債権マニュアル      | 無            |
| ウ 債権管理台帳       | 有 (紙で管理している) |
| エ 令和4年度収納率目標設定 | 有 (現年度分100%) |

##### 【滞納整理事務】

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| ア 督促・催告    | 督促状の送付や、必要に応じて電話催告を行っている。 |
| イ 滞納処分等の状況 | 無                         |
| ウ 滞納者の情報共有 | 担当課内で情報共有を図っている。          |

⑤ 林業構造改善事業返還金

【概要】

経営基盤強化林業構造改善事業（平成 10、12 年度）により取得した機械施設等について、実施主体の破産により当該施設等に係る残存価格の補助金分の返還が必要となり、平成 27 年度に調定されたものです。

その後、平成 29 年度に法的整理のもと破産配当金額が確定し、簡易配当として当該施設等の処分に係る一部補助金返還分について納付され破産手続きが終結となり、道に対して簡易配当をもって国庫補助金の返還額相当とする免除申請を行ってききましたが回答はなく、会計法第 30 条により、令和 4 年 7 月 12 日をもって債権が消滅したことから、令和 4 年度不納欠損処分を行いました。

【決算状況】

林業構造改善事業返還金の過去 3 年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和 4 年度	現 年 度	0	0	-	0	0	-
	滞 納 繰 越	8,864,270	0	-	8,864,270	0	-
	合 計	8,864,270	0	-	8,864,270	0	-
令和 3 年度	現 年 度	0	0	-	0	0	-
	滞 納 繰 越	8,864,270	0	-	0	8,864,270	100.0
	合 計	8,864,270	0	-	0	8,864,270	100.0
令和 2 年度	現 年 度	0	0	-	0	0	-
	滞 納 繰 越	8,864,270	0	-	0	8,864,270	100.0
	合 計	8,864,270	0	-	0	8,864,270	100.0

【債権の分類等】

ア 債権の種類	強制徴収公債権
イ 時効期間	5 年
ウ 所管部課	経済部畜産林務課
エ 時効の根拠法令	会計法第 30 条

## ⑥ 児童扶養手当返還金

### 【概要】

父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助けることを目的に支給される手当であり、支給要件に該当しなくなった場合（資格喪失）や、公的年金等との併給により過払いが発生した場合には、支給された手当額を返還することとされています。

債権の種類としては、強制徴収（滞納処分）ができない非強制徴収公債権となります。

### 【決算状況】

児童扶養手当返還金の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現 年 度	0	0	-	0	0	-
	滞 納 繰 越	3,473,320	1,175,910	33.9	0	2,297,410	66.1
	合 計	3,473,320	1,175,910	33.9	0	2,297,410	66.1
令和3年度	現 年 度	9,270	0	-	0	9,270	100.0
	滞 納 繰 越	4,631,480	1,167,430	25.2	0	3,464,050	74.8
	合 計	4,640,750	1,167,430	25.2	0	3,473,320	74.8
令和2年度	現 年 度	4,845,480	280,000	5.8	0	4,565,480	94.2
	滞 納 繰 越	102,000	36,000	35.3	0	66,000	64.7
	合 計	4,947,480	316,000	6.4	0	4,631,480	93.6

### 【債権の分類等】

ア 債権の種類	非強制徴収公債権
イ 時効期間	5年
ウ 所管部課	健康福祉部子ども・子育て応援課
エ 時効の根拠法令	地方自治法236条

### 【管理体制等】

ア 従事する職員	2名
イ 債権マニュアル	無
ウ 債権管理台帳	有 (Excel で管理している)
エ 令和4年度収納率目標設定	有 (100%)

### 【滞納整理事務】

ア 督促・催告	納期限後20日以内に督促状を発送し、未納の場合は翌月に催告状を発送することとしているが、現状は電話催告や個別訪問を実施することで納付を促している。
イ 滞納処分等の状況	無
ウ 滞納者の情報共有	庁内打合せ等で、権限の範囲内で情報交換・共有を図っている。

## ⑦ 生活保護費返還金・徴収金

### 【概要】

生活保護費返還金については、生活保護法第63条で「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されており、強制徴収（滞納処分）ができない非強制徴収公債権となります。ただし、この返還金のうち、同法77条の2で規定する徴収金については強制徴収公債権となります。

また、生活保護費徴収金については、生活保護法第78条で「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収することができる」と規定されており、強制徴収公債権となります。

### 【決算状況】

生活保護費返還金・徴収金の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現 年 度	3,824,310	3,632,310	95.0	0	192,000	5.0
	滞 納 繰 越	3,041,768	138,581	4.6	120,000	2,783,187	91.5
	合 計	6,866,078	3,770,891	54.9	120,000	2,975,187	43.3
令和3年度	現 年 度	4,167,473	3,953,358	94.9	0	214,115	5.1
	滞 納 繰 越	3,282,411	364,758	11.1	90,000	2,827,653	86.1
	合 計	7,449,884	4,318,116	58.0	90,000	3,041,768	40.8
令和2年度	現 年 度	1,456,952	1,237,952	85.0	0	219,000	15.0
	滞 納 繰 越	3,417,411	294,000	8.6	60,000	3,063,411	89.6
	合 計	4,874,363	1,531,952	31.4	60,000	3,282,411	67.3

### 【債権の分類等】

ア 債権の種類	返還金：非強制徴収公債権 ※ただし、返還金のうち、生活保護法第77条の2徴収金は強制徴収公債権 徴収金：強制徴収公債権
イ 時効期間	5年
ウ 所管部課	健康福祉部福祉課
エ 時効の根拠法令	地方自治法236条

### 【管理体制等】

ア 従事する職員	5名
イ 債権マニュアル	有（生活保護債権管理マニュアル）
ウ 債権管理台帳	有（システムで管理している）
エ 令和4年度収納率目標設定	無

### 【滞納整理事務】

ア 督促・催告	納期限10日後に督促状を発送し、必要に応じて電話や個別訪問を実施し、滞納繰越分については、年に1度文書催告を実施している。
イ 滞納処分等の状況	無
ウ 滞納者の情報共有	担当内で、決裁、情報共有を行っている。

## ⑧ 後期高齢者医療保険料

### 【概要】

高齢者の医療の確保に関する法律第104条では「市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。」と規定し、市町村は、後期高齢者医療広域連合が同条の規定により定めた保険料を被保険者（後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等）から徴収して、後期高齢者医療広域連合に納付しています。本市においては、士別市後期高齢者医療に関する条例で保険料を徴収すべき被保険者等を定め保険料を徴収しています。

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第113条の規定により、自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とされ、地方税法により強制徴収（滞納処分）ができる強制徴収公債権です。

### 【決算状況】

後期高齢者医療保険料の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現年度	222,866,900	222,486,350	99.8	0	464,450	0.2
	滞納繰越	270,600	176,800	65.3	0	93,800	34.7
	合 計	223,137,500	222,663,150	99.8	0	558,250	0.3
令和3年度	現年度	214,577,700	214,538,900	100.0	0	270,600	0.1
	滞納繰越	281,400	263,800	93.7	17,600	0	-
	合 計	214,859,100	214,802,700	100.0	17,600	270,600	0.1
令和2年度	現年度	210,638,300	210,454,800	99.9	0	263,800	0.1
	滞納繰越	602,100	542,100	90.0	42,400	17,600	2.9
	合 計	211,240,400	210,996,900	99.9	42,400	281,400	0.1

※令和2～4年度現年度収入済額には還付未済額を含む。

### 【債権の分類等】

ア 債権の種類	強制徴収公債権
イ 時効期間	2年
ウ 所管部課	市民部市民課
エ 時効の根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第160条

### 【管理体制等】

ア 従事する職員	2名
イ 債権マニュアル	有（北海道後期高齢者医療広域連合滞納整理取扱概要）
ウ 債権管理台帳	有（システムで管理している）
エ 令和4年度収納率目標設定	有（現年度分・滞納繰越分総合 99.9%）

### 【滞納整理事務】

ア 督促・催告	納期限後20日以内に督促状を発送し、未納の場合は年4回程度未納のお知らせを発送しており、必要に応じて電話催告や戸別訪問を実施している。
イ 滞納処分等の状況	無
ウ 滞納者の情報共有	庁内打合せ等で、権限の範囲内で情報交換・共有を図っており、市税等の滞納と合わせて納付相談等も行っている。

## ⑨ 介護保険料

### 【概要】

介護保険法第129条では「市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。」と規定し、市町村は同条の規定による介護保険料を第1号被保険者（市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者）から徴収しています。本市においては、土別市介護保険総合条例で保険料率等を定め保険料を徴収しています。

介護保険料は、介護保険法第144条の規定により、自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とされ、地方税法により強制徴収（滞納処分）ができる強制徴収公債権です。

### 【決算状況】

介護保険料の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現 年 度	386,972,500	386,225,050	99.8	0	911,850	0.2
	滞 納 繰 越	2,524,200	599,200	23.7	807,100	1,117,900	44.3
	合 計	389,496,700	386,824,250	99.3	807,100	2,029,750	0.5
令和3年度	現 年 度	388,512,500	387,330,600	99.7	0	1,198,800	0.3
	滞 納 繰 越	2,582,300	245,000	9.5	1,009,700	1,327,600	51.4
	合 計	391,094,800	387,575,600	99.1	1,009,700	2,526,400	0.6
令和2年度	現 年 度	389,125,900	387,806,100	99.7	0	1,347,300	0.3
	滞 納 繰 越	3,537,200	779,000	22.0	1,523,200	1,235,000	34.9
	合 計	392,663,100	388,585,100	99.0	1,523,200	2,582,300	0.7

※令和2～4年度現年度収入済額には還付未済額を含む。

### 【債権の分類等】

ア 債権の種類	強制徴収公債権
イ 時効期間	2年
ウ 所管部課	健康福祉部介護保険課
エ 時効の根拠法令	介護保険法第200条

### 【管理体制等】

ア 従事する職員	2名
イ 債権マニュアル	有(複数)
ウ 債権管理台帳	有(システムで管理している)
エ 令和4年度収納率目標設定	無

### 【滞納整理事務】

ア 督促・催告	納期限後10日以内に督促状を発送し、必要に応じて電話催告や個別訪問を実施している。未納の場合は年に1回、時効前の全未納分を記載した催告状を発送している。
イ 滞納処分等の状況	無
ウ 滞納者の情報共有	担当課内で情報共有を行っている。

## ⑩ 下水道使用料

### 【概要】

下水道法第20条第1項では「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」と規定し、本市では土別市下水道条例の規定に基づき公共下水道の使用者から使用料を徴収しています。

給水契約に基づく私債権である水道料金とは異なり、下水道使用料は自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とされ、地方税法により強制徴収（滞納処分）ができる強制徴収公債権です。

### 【決算状況】

下水道使用料の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現 年 度	194,350,903	194,102,034	99.9	2,651	246,218	0.1
	滞 納 繰 越	2,712,209	444,664	16.4	427,533	1,840,012	67.8
	合 計	197,063,112	194,546,698	98.7	430,184	2,086,230	1.1
令和3年度	現 年 度	211,085,427	210,872,240	99.9	1,321	211,866	0.1
	滞 納 繰 越	3,426,471	632,974	18.5	264,690	2,528,807	73.8
	合 計	214,511,898	211,505,214	98.6	266,011	2,740,673	1.3
令和2年度	現 年 度	214,338,533	214,064,911	99.9	0	273,622	0.1
	滞 納 繰 越	3,957,447	804,598	20.3	0	3,152,849	79.7
	合 計	218,295,980	214,869,509	98.4	0	3,426,471	1.6

### 【債権の分類等】

- |           |            |
|-----------|------------|
| ア 債権の種類   | 強制徴収公債権    |
| イ 時効期間    | 5年         |
| ウ 所管部課    | 建設環境部上下水道局 |
| エ 時効の根拠法令 | 地方自治法236条  |

### 【管理体制等】

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ア 従事する職員       | 3名             |
| イ 債権マニュアル      | 無              |
| ウ 債権管理台帳       | 有（システムで管理している） |
| エ 令和4年度収納率目標設定 | 無              |

### 【滞納整理事務】

- |            |   |
|------------|---|
| ア 督促・催告    | 納期限後20日以内に督促状を発送し、指定期日から10日経過したときは催告書を送付する。また、必要に応じて電話催告や個別訪問を実施している。 |
| イ 滞納処分等の状況 | 有 (R4/1件)   |
| ウ 滞納者の情報共有 | 担当課内で情報共有を行っている。  |

## ⑪ 集落排水施設使用料

### 【概要】

本市では土別市集落排水施設条例において「市は、集落排水施設の使用については、使用者から使用料を徴収する。」と規定し、使用料を徴収しています。

債権の種類については、下水道使用料と同様に強制徴収（滞納処分）ができる強制徴収公債権です。

### 【決算状況】

集落排水施設使用料の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現 年 度	7,592,294	7,592,294	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	1,164	1,164	100.0	0	0	-
	合 計	7,593,458	7,593,458	100.0	0	0	-
令和3年度	現 年 度	7,902,561	7,901,397	100.0	0	1,164	0.0
	滞 納 繰 越	2,651	2,651	100.0	0	0	-
	合 計	7,905,212	7,904,048	100.0	0	1,164	0.0
令和2年度	現 年 度	8,225,713	8,223,062	100.0	0	2,651	0.0
	滞 納 繰 越	2,974	2,974	100.0	0	0	-
	合 計	8,228,687	8,226,036	100.0	0	2,651	0.0

### 【債権の分類等】

ア 債権の種類	強制徴収公債権
イ 時効期間	5年
ウ 所管部課	建設環境部上下水道局
エ 時効の根拠法令	地方自治法 236 条

### 【管理体制等】

ア 従事する職員	3名
イ 債権マニュアル	無
ウ 債権管理台帳	有 (システムで管理している)
エ 令和4年度収納率目標設定	無

### 【滞納整理事務】

ア 督促・催告	納期限後 20 日以内に督促状を送付し、指定期日から 10 日経過したときは催告書を送付する。また、必要に応じて電話催告や個別訪問を実施している。
イ 滞納処分等の状況	無
ウ 滞納者の情報共有	庁内打合せ等で、権限の範囲内で情報交換・共有を図っている。

## ⑫ 個別排水施設使用料

### 【概要】

浄化槽法第12条14項では「市町村は、条例で定めるところにより、公共浄化槽の使用に係る料金を徴収することができる」と規定し、本市では土別市個別排水処理施設条例の規定に基づき、排水処理施設の使用者から使用料を徴収しています。

債権の種類については、下水道使用料、集落排水施設使用料と同様に強制徴収（滞納処分）ができる強制徴収公債権です。

### 【決算状況】

個別排水施設使用料の過去3年間の決算状況は下記のとおりとなっています。

(単位：円、%)

年 度		調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 B/A	不納欠損額	収入未済額 (C)	未済率 C/A
令和4年度	現 年 度	14,590,028	14,577,226	99.9	0	12,802	0.1
	滞 納 繰 越	37,553	6,567	17.5	19,634	11,352	30.2
	合 計	14,627,581	14,583,793	99.7	19,634	24,154	0.2
令和3年度	現 年 度	15,442,531	15,435,964	100.0	0	6,567	0.0
	滞 納 繰 越	30,986	0	-	0	30,986	100.0
	合 計	15,473,517	15,435,964	99.8	0	37,553	0.2
令和2年度	現 年 度	15,545,044	15,545,044	100.0	0	0	-
	滞 納 繰 越	48,143	17,157	35.6	0	30,986	64.4
	合 計	15,593,187	15,562,201	99.8	0	30,986	0.2

### 【債権の分類等】

ア 債権の種類	強制徴収公債権
イ 時効期間	5年
ウ 所管部課	建設環境部上下水道局
エ 時効の根拠法令	地方自治法236条

### 【管理体制等】

ア 従事する職員	3名
イ 債権マニュアル	無
ウ 債権管理台帳	有 (システムで管理している)
エ 令和4年度収納率目標設定	無

### 【滞納整理事務】

ア 督促・催告	納期限後20日以内に督促状を発送し、指定期日から10日経過したときは催告書を送付する。また、必要に応じて電話催告や個別訪問を実施している。
イ 滞納処分等の状況	無
ウ 滞納者の情報共有	庁内打合せ等で、権限の範囲内で情報交換・共有を図っている。

(3) 収入未済額・不納欠損処分一覧（滞納繰越分）

今回、監査の対象となった債権（滞納繰越分）の収入未済額及び、不納欠損額の過去3年間の推移は次のとおりです。（林業構造改善事業返還金については、令和4年度で債権が消滅したため除外しています。）

① 収入未済額一覧（滞納繰越分）

（単位：円、％）

債権名称	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収入未済額	未済率	収入未済額	未済率	収入未済額	未済率
保育所負担金	37,040	8.8	112,440	32.7	0	—
老人措置費負担金	928,950	100.0	194,950	21.0	0	—
市営住宅使用料	1,597,285	82.9	1,430,945	89.6	1,340,945	86.0
奨学資金貸付金	822,500	82.4	695,500	84.6	616,800	88.7
児童扶養手当返還金	66,000	64.7	3,464,050	74.8	2,297,410	66.1
生活保護費返還金・徴収金	3,063,411	89.6	2,827,653	86.1	2,783,187	91.5
後期高齢者医療保険料	17,600	2.9	0	—	93,800	34.7
介護保険料	1,235,000	34.9	1,327,600	51.4	1,117,900	44.3
下水道使用料	3,152,849	79.7	2,528,807	73.8	1,840,012	67.8
集落排水施設使用料	0	—	0	—	0	—
個別排水施設使用料	30,986	64.4	30,986	100.0	11,352	30.2
合計	10,951,621		12,612,931		10,101,406	

※収入未済率：調定額に対する収入未済額の割合

収入未済額（滞納繰越分）の合計は、令和3年度の1,261万円から令和4年度は1,010万円と減少に転じており、保育所負担金と老人措置費負担金においては収入未済額0円となっています。

② 不納欠損処分一覧（滞納繰越分）

（単位：円、％）

債権名称	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	不納欠損額	欠損率	不納欠損額	欠損率	不納欠損額	欠損率
保育所負担金	0	—	0	—	0	—
老人措置費負担金	0	—	734,000	79.0	151,483	77.7
市営住宅使用料	37,000	1.9	9,340	0.6	0	—
奨学資金貸付金	0	—	0	—	0	—
児童扶養手当返還金	0	—	0	—	0	—
生活保護費返還金・徴収金	60,000	1.8	90,000	2.7	120,000	3.9
後期高齢者医療保険料	42,400	7.0	17,600	6.3	0	—
介護保険料	1,523,200	43.1	1,009,700	39.1	807,100	32.0
下水道使用料	0	—	264,690	7.7	427,533	15.8
集落排水施設使用料	0	—	0	—	0	—
個別排水施設使用料	0	—	0	—	19,634	52.3
合計	1,662,600		2,125,330		1,525,750	

※不納欠損率：調定額に対する不納欠損額の割合

不納欠損額（滞納繰越分）の合計は、令和3年度の212万円から令和4年度は152万円と減少に転じています。生活保護費返還金・徴収金及び介護保険料については、過去3年不納欠損処分を行っており、介護保険料の不納欠損率の3年間の平均割合は38.0%となっています。

#### (4) 行政監査に関する意見

##### ① 債権管理体制について

各部署における管理体制については、今回監査した12債権の中で職員体制が2名以下の担当で管理する債権が6債権となっています。

債権管理マニュアル等の有無については、8債権において「無し」との回答がありました。

誤った事務引継が行われれば、その後も誤った債権管理が行われる危険性が高まると考えられることから、債務者に対して統一的な取扱いが行われるよう、マニュアルの整備について検討することが必要と考えます。

令和4年度収納率の目標設定については、6債権において「無し」との回答がありました。

目標を設定することは収納率向上に向けた重要な取り組みであることから、適切な目標設定のもと収入未済の解消に努められるよう望みます。

##### ② 滞納整理事務について

債権管理台帳については、全ての債権で台帳システムや紙の台帳で管理しており、調定や収納事務において、財務会計システムと併用しながらおおむね適正に処理が行われていることが確認できました。

債権管理台帳は、滞納者に対し適切な対応をするためにも必要不可欠なものであり、債権管理を担当する職員の交代等があっても、継続して円滑に滞納整理を行えるよう今後も引き続き台帳の整備に努めていただくよう望みます。

督促状については、地方自治法第231条の3の規定に基づき、土別市使用料等の督促等に関する条例第2条において、市の公法上の収入（公債権）について納入義務者が納期限までに完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発付しなければならないと規定されており、公債権を取り扱う部署においては、いずれも条例に基づき督促が行われていることを確認しました。また、私法上の収入（私債権）については、督促状の発付期限について市条例に明確な規定はありませんが、担当部署で期限を定め督促を行っていることを確認しました。

督促は時効を更新するためのものであり、時期を失した督促はその効果が認められるか疑義が生じる可能性があるため、今後も適切な期限設定のもと督促状の発送に努められるよう望みます。

##### ③ 収納対策等について

いずれの部署においても督促・催告状の送付に限らず、電話による催告のほか個別訪問を行うなど、収入未済の回収に努められていることが確認できました。

今後においても、債務者の納付意識の向上に必要な取り組みについて検討され、収納率や納付額の向上に努められるよう望みます。

##### ④ 全体をとおして

令和4年度において、本市の一般会計及び特別会計の国庫支出金及び道支出金を除いた収入未済額の総計は、34,990千円であり、令和3年度と比較すると11,928千円の減となっているものの、今後もさらなる縮減が求められます。

各部署においては、限られた人員の中で債権回収に向けた様々な改善や取り組みが行われていることが伺えますが、他の業務と並行して行う中で、債権管理に十分な時間を充てることができないことも実状であると考えます。

債権回収には担当する職員の法的知識や執行方法、滞納者との折衝方法など、様々な知識やスキルが求められますが、人事異動により数年で職員が入れ替わることから、各債権ごとのマニュアルだけでなく、全庁的に統一された債権マニュアルの整備や、各債権担当職員を対象とした定期的な研修の実施が望ましいと考えます。

市が保有する債権を適正に管理し、滞納対策等を適切に実施することは、市民負担の公平性及び歳入確保の観点から重要なことであり、また、自治体にとって自主財源の確保は、市民福祉の増進を図るうえで最重要課題となっています。

このことから、収納率の向上や債権の回収については、職員一人ひとりが収入未済に対する共通の意識を持って積極的に取り組まれることを望みます。

# 《 財政援助団体等監査 》

## I 財政援助団体監査

### 1 監査の対象

令和4年度に補助金交付規則等に基づき財政援助を行った団体のうち、「士別市交通安全運動推進委員会」及び「士別市PTA連合会」を抽出し監査を実施しました。

### 2 監査の着眼点

#### (1) 所管部局関係

- ① 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ③ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- ④ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ⑤ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ⑥ 補助金等の額の算定、交付の方法、時期、手続き等は適正か。
- ⑦ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- ⑧ 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- ⑨ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ⑩ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ⑪ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ⑫ 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- ⑬ 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

#### (2) 団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑤ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ⑦ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ⑧ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、補助団体の所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿等により審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員に対して説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和5年5月22日から令和6年2月9日まで

### 5 監査結果の概要

今年度は、各種事業に係る補助金のうち2団体を対象として実施しましたが、その結果については、次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした補助金に係る交付申請から実績報告までの事務手続きなどについては、一部に検討を要する事項がありましたので記述します。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署を通じ当該団体に対し指摘を行いましたので記述を省略します。

(1) 士別市交通安全運動推進委員会

① 財政援助団体の事業・決算等の概要

財政援助団体の名称	士別市交通安全運動推進委員会				
補助金額	1,250,000円	区分	事業補助金	支出額に対する補助金の割合	97.4%
所管部署	市民部 暮らし安全課				
事業の目的とその概要	交通道德の向上と交通事故防止のための市民運動を展開し、安全で安心な明るい郷土を築くことを目的に活動を行っている。				
事業期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日				
決算の概要	収入	支出		特記事項	
	市補助金	1,250,000円	事業費	1,123,077円	交付申請日：令和4年4月1日
	繰越金	83,874円	旅費	6,600円	交付決定日：令和4年4月1日
	北海道交通安全推進委員会助成金	30,000円	需用費	80,470円	実績報告日：令和5年4月20日
	雑入	4円	負担金	73,000円	
	計 ①	1,363,878円	計 ②	1,283,147円	
	収支差引額	① 1,363,878円	－	② 1,283,147円	=

② 財政援助団体監査に関する意見

経理簿等の諸帳簿及び預金通帳を照合した結果、収支金額・残高は正確でしたが、令和4年度の余剰金が5年度に繰り越されていました。士別市補助金交付規則取扱要領第6条で繰越ができるのは団体運営補助金のみと定められており、事業補助金の繰越は認められていないことから、今後は事業終了後の余剰金については、精算処理を適切に行う必要があります。

また、収支決算書では、補助対象経費に士別市補助金交付規則取扱要領第3条第2項に規定する補助対象外経費が含まれていました。

各種事業については、コロナ禍で中止せざるを得ない事業もあった中、各交通安全機関や団体等と連携しながら、多くの啓発活動に努められていました。

今後においても、地域に密着した活動を展開しながら、交通事故の防止と市民の交通安全に対する意識高揚に努められることを望みます。

(2) 士別市PTA連合会

① 財政援助団体の事業・決算等の概要

財政援助団体の名称	士別市PTA連合会			
補助金額	255,503円	区分	運営補助金	支出額に対する補助金の割合 48.6%
所管部署	教育委員会 生涯学習部 社会教育課			
事業の目的とその概要	目的：知・心・体の調和と充実を図る士別市教育推進の重点を具現化するために、学校・家庭地域が連携を深め、士別市の子どもたち一人一人に、かしこさと広い心、健やかな体及び豊かな感性が培われるように、PTA運動の充実を図る。 概要：研究大会及びスポーツ大会の開催、教育予算にかかわる要請活動、広報誌発行ほか			
事業期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日			
決算の概要	収入	支出		特記事項
	会費	234,200円	事務費 庶務	20,000円 交付申請日：令和4年4月22日
	繰越金	76,265円	事務費 通信	220円 交付決定日：令和4年5月12日
	補助金	255,503円	事業費 市P連研	129,070円 第1回変更：令和4年10月21日
	雑収入	2円	事業費 表彰	15,413円 第2回変更：令和5年3月24日
			事業費 広報	34,100円 実績報告日：令和5年4月20日
			事業費 PTA地域活性化事業	90,800円
			負担金	93,840円
			予備費	15,000円
			会費等返金	127,430円
	計 ①	565,970円	計 ②	525,873円
収支差引額	① 565,970円	② 525,873円	=	40,097円 (次年度繰越金)

② 財政援助団体監査に関する意見

経理簿等の諸帳簿及び預金通帳を照合した結果、収支金額・残高は正確でしたが、収支決算書において補助対象経費に士別市補助金交付規則取扱要領第3条第2項に規定する補助対象外経費が含まれていました。

また、使用する物品について「事業の終了後に購入したもの」が補助対象経費として計上されました。物品の購入にあたっては、対象となる事業において必要な物品を適宜購入することが適切であると考えます。

今後においても、青少年の健全育成や教育環境の充実を図りながら、本市の学校教育の推進に尽力されることを期待します。

## Ⅱ 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査の対象

令和4年度に指定管理者による管理が行われている施設のうち、次の2施設を抽出し監査を実施しました。

公の施設の名称	指定管理者名	所管部署
あさひサンライズホール	一般社団法人 舞藝舎	教育委員会 生涯学習部 地域文化課
士別市めん羊工芸館	士別サフォーク研究会	経済部 商工労働観光課

### 2 監査の着眼点

#### (1) 所管部局関係

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- ② 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ④ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適正になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務または管理の状況に関し報告を求め、調査または指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ⑨ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進がはたらくものとなっているか。
- ⑩ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。
- ⑪ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- ⑫ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

#### (2) 団体関係

- ① 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- ④ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑥ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

- ⑦ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ⑧ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

### 3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、所属部署から事業報告書の提出を求め、指定管理者と締結された基本協定書等(年度協定書を含む。)と事業報告書との突合を中心に審査を実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和5年9月11日から令和6年2月9日まで

### 5 監査結果の概要

指定管理者の管理業務等その結果については、次ページ以降に記載のとおりであります。

また、管理運営において一部検討を要する事項が見受けられましたので記述いたします。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署あるいは指定管理者に対し指摘を行いましたので記述を省略いたします。

(1) 公の施設の事業・決算等の概要

令和4年度 あさひサンライズホール

指定管理者名	一般社団法人 舞藝舎					
所 管 部 署	教育委員会 生涯学習部 地域文化課					
建 物 概 要	鉄筋コンクリート造2階建、建築面積3,477.25㎡、延べ床面積4,286.05㎡					
施 設 概 要	エントランスホール515㎡、いこいの広場346㎡、こだまホール300席、研修室A47㎡、研修室B44㎡、和室77㎡、調理実習室70㎡、テシウシの間340㎡、会議室52㎡、視聴覚室86㎡、文化サークル室63㎡、美術工芸室56㎡、図書室					
指定管理期間	令和2（2020）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで					
指定管理者が行う業務内容	（1）士別市朝日サンライズホール条例第14条第2項に掲げる業務 （2）利用の承認に関する業務 （3）施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 （4）その他市が定める業務 （5）要求水準書に記載の業務					
指定管理料	区 分	協 定			実 績	
	金 額	75,707,056円			74,952,359円	
	支払い条件	第1期	4月支払分	20,000,000円	20,000,000円	令和4年4月28日 支払
		第2期	7月支払分	20,000,000円	20,000,000円	令和4年7月14日 支払
		第3期	10月支払分	20,000,000円	20,000,000円	令和4年10月13日 支払
		第4期	1月支払分	12,444,470円	12,444,470円	令和5年1月19日 支払
		第5期	4月支払分	3,262,586円	3,262,586円	令和5年4月20日 支払
第6期		5月支払分	円	-754,697円	令和5年5月26日 入金	
施設の維持管理	項 目	業務の主な内容			頻 度	実施年月日等
	消防設備	総合点検			年1回	令和4年5月23～24日
	地下水槽、消火水槽	清掃			年1回	令和4年7月19日
	ボイラー	保守点検			年2回	令和4年12月7日、令和5年3月14日
		清掃、整備			年1回	令和4年7月20日
	害虫駆除等	害虫駆除、殺虫、殺鼠			年2回	令和4年7月16日、令和5年1月26日
	空気環境	測定			年6回	令和4年5月、7月、9月、11月 令和5年1月、3月
	エレベーター	保守点検			月1回	毎月
	自家用電気工作物	保安全管理			月1回	毎月
	冷・暖房	冷暖房シーズン切替			年2回	令和4年5月23～24日、7月22日
		冷却塔シーズン切替			年2回	令和4年10月13日、12月15日
	計装設備	整備（非常用放送設備を含む）			年1回	令和4年11月16日
	配管・ダクト	配管点検			年4回	令和4年5月、9月、11月、令和5年3月
		ダクト点検			年1回	令和4年9月30日
	排水管	清掃			年1回	令和4年6月14日
	水質	検査			年2回	令和4年7月22日、令和5年1月26日
	浄化槽	点検			月1回	毎月
	給水管	清掃			年1回	令和4年10月21日
	受水槽・貯湯槽	清掃			年1回	令和4年7月19日
	空調機	点検			年1回	令和4年7月20日
	ファンコイルユニット	点検			年1回	令和4年11月16日
	自動ドア	保守点検			年4回	令和4年4月、8月、11月、令和5年1月
	舞台照明	保守点検			年1回	令和4年9月13～14日
	舞台音響	保守点検			年1回	令和4年7月31日
	舞台機構	保守点検			年1回	令和4年9月26～28日
	いこいの広場	保守点検			年1回	令和5年3月1～31日
	夜間及び休館日警備業務	機械警備			毎日	令和4年4月1～令和5年3月31日
除排雪業務	降雪時における玄関及び通路の確保			適宜	令和5年1月18～3月31日	

科 目		令和4年度決算 (円)	[参考] 令和4年度予算時 (円)	
収入	前年度繰越金	5,588,569	5,588,569	
	施設利用料	854,350	1,250,000	
	委託料収入	13,475,000	13,475,000	
	自主事業収入	1,838,500	2,700,000	
	自主事業助成金	4,728,478	5,575,000	
	営業収入	358,000	1,000	
	雑入	494,165	1,000	
	指定管理料	74,952,359	72,444,470	
計 ①		102,289,421	101,035,039	
支出	人件費	24,565,963	27,739,504	
	職員給与・手当	17,102,411	19,075,870	
	職員共済費	3,798,363	4,396,631	
	理事報酬	480,000	0	
	臨時職員賃金	2,702,484	4,267,003	
	所得税	482,705	0	
	需用費	5,047,641	2,571,100	
	消耗品・参考図書	3,325,516	1,966,100	
	印刷製本費	330,000	55,000	
	修繕費	1,013,336	550,000	
	食糧費	378,789	0	
	光熱水費	20,582,053	17,614,100	
	電気	11,282,544	8,500,000	
	上下水道	175,657	215,000	
	燃料費 (重油・灯油・ガソリン等)	9,123,852	8,899,100	
	役務費	1,217,121	1,457,600	
	電話料・回線使用料	450,268	460,760	
	郵便料	388,533	280,000	
	保険	245,710	437,440	
	その他役務費	132,610	279,400	
	委託料	13,435,000	14,774,165	
	各種点検料	3,371,500	3,595,900	
	清掃業務	770,000	2,020,774	
	機械警備	5,313,000	5,803,921	
	電気保安業務	264,000	326,040	
	環境整備 (除雪)	137,000	525,030	
	舞台技術管理	3,579,500	2,502,500	
	使用料及び賃借料	871,998	1,038,101	
	その他使用料	204,834	200,984	
	機器借上料	252,409	681,120	
	振込手数料	35,915	0	
	車検手数料	100,000	100,800	
	AED借上料	51,840	52,197	
	不動産借上料	222,000	0	
	各種借上料	5,000	3,000	
	備品購入費	1,503,205	292,400	
	負担金 (会費)	154,087	50,000	
	事業費	16,634,647	8,157,500	
	自主企画事業	13,676,552	5,300,000	
	子ども芸術劇場	2,440,520	2,500,000	
	旅費	503,075	357,500	
	使用料及び賃借料	14,500	0	
	諸経費	6,848,582	0	
	計 ②		90,860,297	73,694,470
	収支差引額 (①-②)		11,429,124	27,340,569

利用状況等の年度別実績 (金額は税抜き)

(単位:日、人、円)

	開館日数	施設利用料	委託料収入	事業収入	事業助成金	営業収入	雑入	指定管理料	費用
令和2年度	272	316,000	11,973,500	809,000	1,000,000	160,600	757,106	69,468,516	81,536,033
令和3年度	261	344,300	9,702,000	1,925,000	4,928,546	158,720	440,281	71,635,259	86,494,226
令和4年度	300	854,350	13,475,000	1,838,500	4,728,478	358,000	494,165	74,952,359	90,860,297

令和4年度 士別市めん羊工芸館

指定管理者名		士別サフォーク研究会				
所 管 部 署		経済部 商工労働観光課				
建 物 概 要		鉄骨造平家建 160.88㎡				
施 設 概 要		展示販売コーナー、工房、作業室				
指定管理期間		令和3(2021)年4月1日～令和6(2024)年3月31日				
指定管理者が行う業務内容		(1)施設の運営及び維持管理に関する業務 (2)施設の利用許可に関する業務 (3)利用料金の収納に関する業務 (4)その他市長が定める業務				
指定管理料	区 分	協 定		実 績		
	金 額	2,612,000円		2,612,000円		
	支払い条件	第1期	4月 支払い分	1,828,400円	令和4年4月21日支払い	1,828,400円
		第2期	10月 支払い分	522,400円	令和4年10月13日支払い	522,400円
第3期		2月 支払い分	261,200円	令和5年2月9日支払い	261,200円	
施設の維持管理	項 目	業務の主な内容		頻 度	実 施 年 月 日 等	
	消防設備点検	日常保守管理		毎日	毎日	
		設備	誘導灯設備点検		年2回	令和4年10月18日 令和5年3月2日
			消火器設備点検		年2回	令和4年10月18日 令和5年3月2日
	灯油暖房設備点検	日常保守点検		毎日(冬期間)	毎日(冬期間)	
	自動ドア・玄関扉等保守点検	定期保守点検		毎日	毎日	
		故障時の緊急保守点検		必要に応じて	なし	
	浄化槽設備保守点検	浄化槽設備の保守点検		定期	令和4年4月19日	
					令和4年8月31日	
					令和4年12月9日	
		汚泥処理		必要に応じて	なし	
		合併浄化槽定期・法定検査・汚泥抜		年1回	令和4年11月8日	
	施設・設備・ガス保守点検	保守点検		必要に応じて	毎日	
		小破修理		必要に応じて	なし	
	備品保守点検	保守管理		必要に応じて	毎日	
施設周辺の管理	駐車場及び施設周辺の除草及び清掃		必要に応じて	毎日		
清掃業務	館内日常清掃		毎日	毎日		
	台風等災害後の清掃		必要に応じて	なし		
一般廃物処理	ゴミ収集		必要に応じて	必要に応じて		

科 目		令和4年度決算(円)	[参考]令和4年度予算時(円)
収入	売上高	2,395,597	3,555,750
	指定管理料	2,612,000	2,612,000
	受取利息	6	0
	期末棚卸高	269,208	0
	その他	20,000	0
	計 ①	5,296,811	6,167,750
支出	人件費	2,547,410	3,154,300
	給料手当	2,520,410	3,120,000
	福利厚生費	27,000	34,300
	売上原価	1,330,289	1,562,960
	期首棚卸高	305,189	0
	商品仕入高	854,231	1,064,000
	材料仕入高	170,869	498,960
	販売費及び一般管理費	1,383,684	1,370,490
	広告宣伝費	42,500	15,000
	運賃	32,516	15,000
	水道光熱費	670,586	553,490
	各種消耗品費	53,490	100,000
	維持管理費	5,500	10,000
	租税公課	0	5,000
	接待交際費	15,271	10,000
	旅費交通費	61,440	10,000
	通信費	82,741	110,000
	支払手数料	40,601	40,000
	諸会費	13,500	15,000
	図書教育費	6,600	5,000
	研究開発費	0	5,000
	維持修繕費	0	10,000
	雑費	358,939	467,000
法人税等	84,700	80,000	
計 ②	5,346,083	6,167,750	
収支差引額(①-②)		△ 49,272	0

利用状況等の年度別実績

(単位:日、人、円)

	開館日数	入館者数	売上高	指定管理料	費用
令和2年度	294	5,206	1,707,555	2,838,000	5,462,190
令和3年度	273	4,363	1,913,399	2,612,000	5,223,081
令和4年度	309	6,947	2,395,597	2,612,000	5,346,083

## (2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見

### ① 「あさひサンライズホール」について

会計の管理について、指定管理者の他の事業との会計区分が明確になっていませんでした。指定管理業務に係る会計は指定管理者が属する法人等の会計と区分し、その経理を明確にする必要があります。

基本協定書第6章「資金の管理等」第22条に「乙は指定管理業務に係る資金の収支について、他の会計と区分して経理するものとし、独立した帳簿及び預金口座により管理しなければならない。」とあることから、この協定書に基づいた適切な管理が必要と考えます。

また、「市が指定する事業」と「指定管理者が独自で行う事業」が混在しているため、指定管理料で行っている自主事業の収支や事業実績などが不明確でした。会計の透明性を確保するためにも収支状況の把握に努められることを望みます。

今後においても、利用者に親しまれる「地域文化活動の拠点施設」として発展されることを期待します。

### ② 「土別市めん羊工芸館」について

協定書に定める緊急時対策、防犯・防災対策についての運営マニュアル等の整備について、平成30年度監査実施の際に指摘して以降、未だ整備が行われていませんでした。当該施設は不特定多数の人が利用する施設であることから、利用者の安全確保に向けた対策を講じるよう望みます。

また、事業報告における収支決算書について、予算積算時と異なる費用項目が記載されるなど、予算額と決算額の比較ができない内容となっていました。今後は、当初の予算書に基づいた決算書を作成するよう、指定管理者に求めるとともに、所管部署としてもその内容を十分に把握し適正な業務に努めてください。

このほか、支出の一部で領収書を確認できないものがありました。領収書については、支出に関わる重要な証拠書類であることから、一つにまとめて保管するなど、適切に管理していただくよう望みます。

施設の運営にあたっては、新たなイベントの企画や、ホームページやSNSによる情報発信など、利用者数の増加に向けた取り組みに努力されていることが伺えます。

今後においても、施設設置の目的である「羊毛等の工芸と観光の振興及びサフォークランド土別としてのまちづくり推進」が図られるよう、適切な管理運営のもと、本市の魅力ある観光施設としてより発展されることを期待します。